

「東田地区公共空間活用社会実験企画運営業務」質問書に対する回答

No.	該当箇所		質問	回答
1	実施説明書	7 提案の実施の流れ (5) 選考委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施	参加人数の制限はあるか。	最大3名までとします。
2			プレゼンテーション（説明）を実施する者の人数の制限はあるか。	参加人数の上限（3名）までであれば、プレゼンテーション実施人数は自由です。
3			プレゼンテーションの手法について指定はあるか。 （例：出力した資料を使用、パソコン及びプロジェクターの使用、など）	「8 受託候補者の選考」に記載のとおり、説明資料は提案書のみとします。ただし、提案書の全部または一部を拡大したフリップ等を作成し、使用することは可とします。
4	仕様書	2 目的	空間「再編」とは、 ・道路を歩行者専用にする ・サインや設え、コンテンツを統一する といった意味か。具体的に考えている内容やスケジュールがあれば教えていただきたい。	本社会実験の目的に記載のとおり、市では観光拠点地区である東田地区において、居心地がよく歩きたくなる公共空間づくりを目指しています。そのためには、道路の歩行者専用化や地域デザインの協調等は効果的な施策の一つであると考えており、本社会実験による空間の使い方を見て検討する予定です。
5		5 業務概要	広報として、周辺施設内でビラ配布	受託候補者の提案については、協力

	(1) 受託者	などが可能か。	を得られるよう周辺施設管理者との協議は可能です。
6	5 業務概要 (2) アクティビティ事業実施者	実施者のコンテンツにより必要になる許可などは各実施者が独自に取得するのか。	受託者がアクティビティ事業実施者の募集・管理を行うことから、受託者またはアクティビティ事業実施者において必要な法令等の許可（例：飲食業の営業許可等）を受けてください。なお、「6業務内容（2）申請書類の作成」に記載のとおり、公園占有許可申請や道路占有・使用許可申請については、発注課（市）にて申請します。（No.17 参照）
7	5 業務概要 (4) 公共空間	実施範囲に雑草が多く繁茂している。現況で実施することになるのか。	公園管理者による定期除草が10月中旬に予定されています。また、占有期間における美化など環境維持に寄与する提案も評価対象としていますので、よい企画を提案してください。
8		博物館の一部が範囲となっているが、駐車場の一部も範囲に含まれるか。	駐車場の一部も範囲に含まれます。ただし、現に駐車場として利用されているため、占有については実施日時や利用状況を考慮した上で、施設管理者との協議及び承認が必要とな

				ります。また、植栽のある法面については、空間の設えなどに活用可能と考えています。
9	6 業務内容 (1) 社会実験	社会実験の実施コンテンツについて、平日昼間、平日夜間、土日祝日等について、具体的な時間帯の指定はあるか。		具体的な時間指定はありませんが、社会実験の目的を達成し、来訪者が見込める時間帯で企画提案してください。また、コンテンツ実施においては、周辺環境を考慮した上で、周囲に迷惑がかからない時間帯での実施としてください。
10		公園や博物館など、実施範囲内にある電源を使用することは可能か。		電源設備は受託者にてご準備ください。
11		火気の使用は可能か。可能な場合に火気の種類に制限はあるか。		都市公園における花火やキャンプファイヤー等の火気の使用は制限されており、公園管理者の許可が必要です。また、多くの方が集まる催しで露店、屋台などを開設し、対象火気器具等を使用する場合、火災予防条例に基づき、消火器の準備を行うとともにあらかじめ所轄消防署長への届け出が必要となります。今回の本社会実験において火気器具を使用する場合、これらの条例等を遵守する

				<p>とともに、受託者において防火担当者の設置や火災予防の措置を十分に行うものとします。</p> <p>[関連条例]</p> <p>○北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例</p> <p>○北九州市火災予防条例</p>
12			<p>機材等の搬入・搬出について時間帯の指定はあるか。</p>	<p>具体的な時間指定はありませんが、周辺環境を考慮した上で、周囲に迷惑がかからない時間帯で機材等の搬出入を行ってください。また、博物館敷地への搬出入については、別途協議が必要になります。</p>
13			<p>実験（イベント）の前日にテント等を設営し、一昼夜設置したままにしておくことは可能か。</p>	<p>施設（敷地）占有期間においては可能です。ただし、受託者にて安全管理をしていただきます。</p>
14			<p>音出し（音量）の制限はあるか。</p>	<p>環境基本法等を遵守するとともに、周辺環境を考慮した上で、周囲に迷惑がかからない程度の音量としてください。</p>
15			<p>博物館の事務所等を実験（イベント）の際の控室として借りることは可能か。</p>	<p>博物館内のスペースがないため、控室としての利用は難しいです。</p>

16			実験（イベント）が自然災害等の事業者の責めに帰することができないような事情で中止又は順延せざるを得なくなった場合、当該実験に係る費用は事業者負担となるのか。	「6 業務内容（7）その他」に記載のとおり、受託者は興行中止を含む不測の事態に対応する保険に加入することとしており、損失費用の補償は当該保険にて対応してください。ただし、受託者と市の協議により、既に履行した業務に係る経費で発注課がその内容を確認できるものについては委託料として支払うものとしします。
17		6 業務内容 （2）申請書類の作成	占有等に係る費用は免除されるのか。	公園占用許可申請や道路占用・使用許可申請は発注課（市）にて申請します。なお、仕様書に記載のとおり、受託者は申請に必要な添付書類を作成していただきます。
18		6 業務内容 （3）社会実験実施に伴う来訪者アンケート調査及び分析	アンケート調査とあるが、アンケート実施は必須か。	仕様書に記載のとおり、来訪者の来場目的や来場の動線、滞留時間等の把握には、アンケート形式が有効な方法と考えています。ただし、それに代わるより有効な調査方法の提案があれば、協議させていただきます。
19		6 業務内容	必要な保険に加入するための費用は	仕様書に記載のとおり、業務実施に

		(7) その他	今回の受託金額に含むのか。	必要な保険に加入し、経費に計上してください。
20	参加申出書	－	押印は不要か。	不要です。
21	その他	－	来訪者の駐車場はあるか。	博物館に付帯する市営駐車場（有料）が利用可能です。
22		－	企画提案にあたり、周辺事業者の協力を得たいが、市のサポートはあるか。	企画提案の検討段階において、周辺施設管理者の協力を取りつけるなどのサポートはありません。